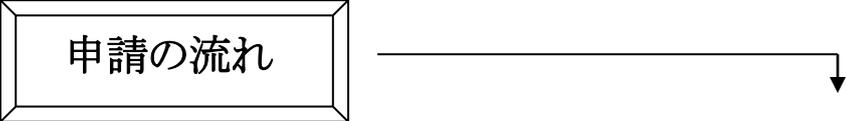


2025年2月10日

大学院 修士課程 修了者 各位  
(留学生・博士課程を除く)

## 一般教育訓練給付制度について

### 申請の流れ



#### ① 支給要件照会について(自分自身が支給を受けられるか?)

- 「支給要件照会票」を本人の住居所を管轄するハローワーク(公共職業安定所)に提出し、支給資格の有無について各自確認してください。
- 照会結果は「教育訓練給付金支給要件回答書」によって回答がありますので、写し(コピー)を通学キャンパスの大学院事務局に提出してください。
- ※本人の住居所を管轄するハローワークは次の URL より確認してください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list.html>

#### ② 大学への書類申請について(いつから申請可能か?)

- 2024年度修了予定者は、2025年3月8日以降、次頁の【提出書類一式】を添えて、通学キャンパス大学院事務局へご提出ください。
- 平日 17 時以降提出された場合は翌日の受付日、土日祝日の場合は次の平日の受付日となります。

## 【提出書類一式】

※□に✓して提出漏れの無いようご確認ください。印刷して提出時に提出書類と一緒に添付ください。

- 1.「教育訓練給付金支給要件回答書」の写し(コピー)
- 2.「教育訓練給付制度申請に関わる書類の交付願い」
- 3.「各種証明書交付願(教)」→ 納入証明書(@300円×**在学期間分**)を請求する。(注1)
- 4.「教育訓練給付指定講座修了者アンケート」(注2)
- 5.郵送(推奨)を希望する場合は、A4の入る返信用封筒を同封ください。(注3)
  - ・宛先を書いた返信用封筒(住所記入・切手180円分貼付)
  - ・角型2号封筒(A4用紙を折らずに入れられるサイズ)

注1) 各種証明書交付願(教)に必要な事項を記入し、大学設置の自動証明書発行機又は証紙券売機で購入した**300円×在学期間分**の「交付願」又は「定額小為替」を添えて請求してください。

※収入印紙不可。

→ 自動証明書発行機：大田原キャンパス、成田キャンパス、東京赤坂キャンパスに設置

→ 証紙券売機：小田原キャンパス、福岡キャンパス(学部棟)、大川キャンパスに設置

→ 熱海キャンパスには自動証明書発行機及び証紙券売機は設置されていません。

注2) 「調査対象講座の名称」及び「指定講座番号」の記入漏れが無いようご確認ください。

注3) 郵送申請する場合：申請時に学生の場合は**学生証**、修了生は**身分の証明できるもの(写し)**を添付してください。

### ③ 大学から申請者への交付書類について 《申請者本人へ交付する書類》

1. 教育訓練修了証明書
2. 納入証明書(在学期間分)
3. 還付金明細書(該当者のみ)

#### 【受取方法】

※2024年修了者のお受取につきましては、2025年4月1日以降、順次対応となります。

それ以前のお渡しは出来ません。

#### ◆交付書類郵送受取希望者 **【推奨】**

A4の書類が入る返信用封筒を事前にご提出ください。

- ・宛先を書いた返信用封筒(住所記入・必要金額分の切手を貼付)
- ・角型2号封筒(A4用紙を折らずに入れられるサイズ)をご用意ください。

#### ◆通学キャンパス窓口受取希望者

メールまたは大学院用 Web 掲示板「院生個別連絡欄」に学籍番号をアップしてご連絡しますので、番号確認後、通学キャンパス大学院窓口までお越しください。

### ③ 本人の住居所を管轄するハローワークへ支給申請

- 教育訓練給付金の支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が受講修了日(2024年度修了者は、2025.3.31)以降、本人の住居所を管轄するハローワークに対して、必要書類を提出することによって行います。

#### 【提出書類】

1. 教育訓練給付金支給申請書(ハローワークで取得)
2. 教育訓練修了証明書(申請により大学で発行)
3. 納入証明書(申請により在学期間分大学で発行)
4. 本人・住所確認書類
5. 雇用保険被保険者証
6. 教育訓練給付対象延長通知書(適用対象期間の延長をしていた場合に必要)

## 7. 還付金明細書(該当者に大学で発行)

### ⑤ 申請期限を過ぎた場合について

○申請期限(※1)を過ぎた場合でも、時効が完成するまでの期間(2年間)について申請が可能です。

時効についての詳細はハローワークホームページにてご確認をお願いいたします。

**※1:**雇用保険施行規則に記載されている申請期限:受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内

**※2:**必要書類の交付には約2週間程度 要します。ご了承ください。

2024年2月1日より ハローワークへの電子申請が可能になります。(支給申請・受給資格確認)

詳しくは厚生労働省 HP より確認してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564\\_00036.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00036.html)

国際医療福祉大学  
東京赤坂キャンパス大学院事務局